

喀痰吸引等制度～実施可能な行為～

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より「**介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度**」（**喀痰吸引等制度**）が制度化。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

趣旨

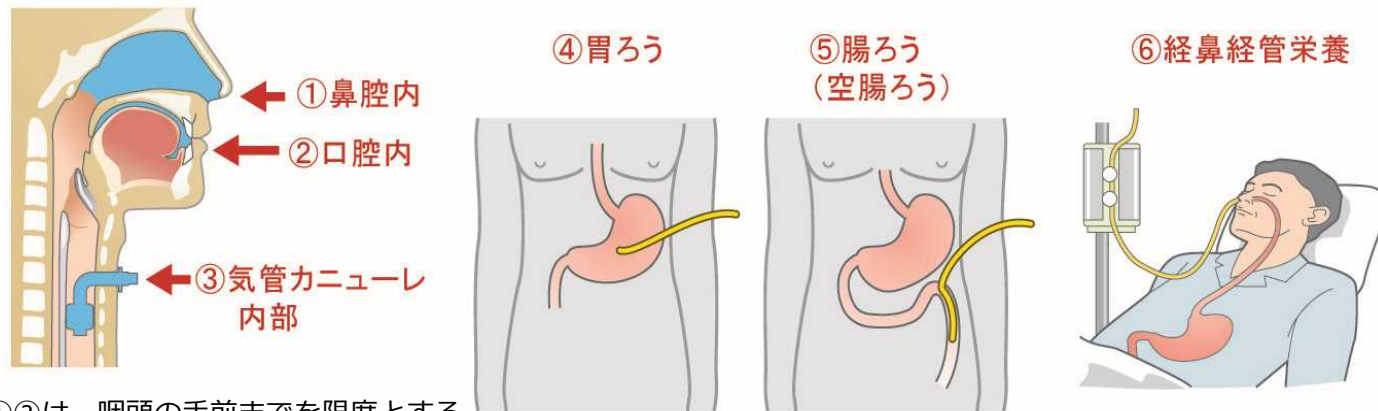
介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるように必要な経過措置が設けられている。

実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



※①②は、咽頭の手前までを限度とする

喀痰吸引等制度～登録事業者・登録研修機関とは～

介護職員等の範囲

○介護福祉士

介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載

○介護福祉士以外の介護職員等

一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定（認定特定行為業務従事者認定証を交付）

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録

○登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

○登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等を規定

<対象となる施設・事業所等の例>

・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）

・障害者支援施設等（通所事業所及びグループホーム等）

・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）

・特別支援学校

※医療機関は対象外

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録

○登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

○登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等を規定

○介護福祉士が喀痰吸引等を行う場合
・登録喀痰吸引等事業者登録

○介護職員等が喀痰吸引等を行う場合
・登録特定行為事業者登録

喀痰吸引等の業務を行う事業者の責務（登録基準）

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ①介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
- ②医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
- ④喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
- ⑤喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**（業務方法書）を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ①喀痰吸引等は、**実地研修を修了した介護福祉士等**に行わせること。
- ②安全確保のための**体制を整備**すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- ③必要な**備品**を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
- ④上記1. ③の**計画書の内容を**喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
- ⑤業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること。

（注） 病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。
出典）厚生労働省資料

喀痰吸引等の実施前に決めておくこと、実施しながら行うこと

喀痰吸引等の実施前



～決めておく必要があること～

- 手技に関すること
 - ・ 対象者個別の喀痰吸引等の手順・留意点、手技の確認
- 平常時に関すること
 - ・ 従事者から看護師への日常的な連絡・相談・報告体制
 - ・ 看護師と医師の連絡体制、従事者と医師の連絡体制
 - ・ 医師または看護師による定期的な状態確認の方法
- 急変時等に関すること
 - ・ 急変時等の対応方法の取り決め など

喀痰吸引等の実施

平常時

- 従事者・事業者
 - ・ 喀痰吸引等を実施し記録
 - ・ ヒヤリハットがあれば記録して事業所管理者などに報告
 - ・ 報告書を用いて、看護師、医師に対し、定期的に報告
- 医師または看護師
 - ・ 対象者の状態を定期的に確認



急変時等

- 従事者・事業者
 - ・ 医師または看護師などに連絡
 - ・ 医師または看護師の指示を受けて対応
- 看護師
 - ・ 必要に応じて医師に相談
- 医師
 - ・ 看護師からの連絡を受け、対応方法を指示

